

情報公開条例や江戸川区文書管理規則を守らず開示請求に応じない江戸川区に対する陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 155 号

受理年月日 平成 25 年 6 月 5 日

付託年月日 平成 25 年 6 月 13 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 江戸川区に対して、情報公開条例に基づき、組合が開示に応じなかった事。また、江戸川区が所有する行政文書として、保有する文書を故意か過失かは明らかではありませんが、10カ月近く不存在として開示に応じなかった事実について、前回陳情しましたが、土木部だけでなく総務部においても、本来10年間保存する規則となっている「江戸川区掲示板」を使用する起案文について開示請求したところ、誤って紛失してしまったので不存在であり開示できないとの決定を行いました。行政不服審査法に基づく審査請求期間中であります。

これは、審査請求を実施する区民の権利を著しく損なう行政の杜撰な業務の実態ではないでしょうか。条例や規則に反する業務実態であり、都合の悪い文書を開示しない際にこのような悪質な手法での非開示決定を実施する手口とも考えられます。存在しなくてはならない文書は、いかなる理由があろうとも存在しなくてはならない文書でしょうから、その文書の紛失は、失くしたものは無いので存在しないとの決定で済ませられる話ではない事と存じます。訴訟等では重要な証拠書類になる物件のはずです。よって、このような責任ある文書を不存在とするには、責任の所在を明確とし、請求者に対して、しかるべき謝罪をなし、行政の不手際を明確にする義務があり、所管の始末書等を請求者に開示するのは当然の事と考えます。江戸川区は特別区であることから上級庁に対する審査請求はできない事と存じます。それゆえ、区民に対する業務はより適正さが求められるはずではないのでしょうか。

また、総務課法務担当係は、区民の権利である異議申し立てを利用しにくいものとしています。区民は労働時間を割いて、権利行使をしなくてはなりません。わざわざ、必要以上に区民を煩雑にさせ、手続きを困難なものとしている事は、区民に対する必要以上の負担を押し付ける事となります。

よって以下のとおり陳情します。

## 記

- 1 存在するものを存在しないと区民に迷惑をかけて事を放置しない事
- 2 なくてはならない文書が行政の不手際で開示できない責任を明確にする事

(裏面に続く)

- 3 開示請求に対する区民の知る権利を不当な黒塗りで非開示とせず、東京都の開示請求を手本として不必要な非開示箇所を開示する事を改善する事
- 4 総務課法務担当係は、必要以上に異議申立人に対して煩雑な要求を求めない事